

佐賀県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年七月二十日から平成二十四年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里停車場 線	伊万里市立花町字口ノ町四〇一八番 一地先から 伊万里市大坪町字六仙寺裏甲二八六 五番一地先まで	平成二四・七・二〇